

# 大阪府LED道路照明技術評価制度実施要綱

## (目的)

**第1条** LED道路照明灯は、従来の道路照明に比べ省電力かつ長寿命の道路照明として企業が積極的に開発に着手しているが、日本工業規格が定められていないなど活用にあたり製品の信頼性・有用性の把握が課題となっている。

このため、大阪府が先駆けとなって企業への公募を行い、LED道路照明技術の評価を行ったうえで、一定水準以上の企業製品を認定し、発注仕様書に特記することを通じ、技術開発の促進と、積極的導入による環境に優しく良質で低コストな公共サービスの提供を行うことを目的として、「大阪府LED道路照明技術評価制度」（以下「本制度」という。）をこの要綱の定めるところにより実施する。

## (対象となる企業)

**第2条** 本制度の対象となる企業は、LED道路照明灯の開発に取り組む全ての企業とする。

## (対象となる製品)

**第3条** 本制度の対象となるLED道路照明灯は、優れた技術又は製品特性を有し、次の要件を満たすものとする。

- (1) 道路照明灯としての性能、経済性、維持管理性及び環境負荷削減等に関して優れており、公共工事において活用効果が見込まれること。
- (2) 関係法令や基準に適合するものであるとともに、特許権等の権利に関する問題が生じないものであること。

## (審査会)

**第4条** 知事は、本制度の実施にあたり、募集、評価、認定等について適正かつ客観的な運営を図るため、「大阪府LED道路照明技術評価審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の設置にあたり必要な事項は「大阪府LED道路照明技術評価審査会規則」の定めるところによる。

## (募集)

**第5条** LED道路照明灯の募集は、「大阪府LED道路照明技術評価制度募集要領」（以下「募集要領」という。）の定めるところによる。

## (評価及び認定等)

**第6条** 知事は、応募のあったLED道路照明灯について、審査会の審査を経て、評価、認定等を行う。

- 2 審査にあたり必要な事項は、「大阪府LED道路照明技術評価制度審査要領」の定めるところによる。
- 3 知事は、審査の結果を応募のあった企業に通知する。
- 4 発注部局等は、認定を受けたLED道路照明灯について、公共工事の発注仕様書に対象製品として特記する。

## (認定の取消等)

**第7条** 知事は、前条の規定による認定の決定について、次に該当する事由が生じた場合は、取消その他必要な措置をとる。

- (1)募集要領の定めるところにより提出された応募用紙その他附属資料に虚偽があった場合
  - (2)暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる場合
  - (3)その他、本制度の対象としてふさわしくないと認められる事由が発生した場合
- 2 前項による措置により損失が生じたとき、その損失は当該企業の負担とする。

(公表)

**第8条** 知事は、応募段階におけるLED道路照明技術に関する情報は公表しないものとする。

2 知事は、本制度の実施にあたり、認定したLED道路照明灯に関して、製品名、事業者名、所在地、製品特性を公表する。

(事務局)

**第9条** 審査会の庶務は、事務局を設置して行うものとする。

2 事務局は、審査会の資料作成、検討成果の取りまとめ等、審査会の庶務を処理する。

(その他)

**第10条** この要綱に定めのない事項については、知事が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月2日から施行する。